



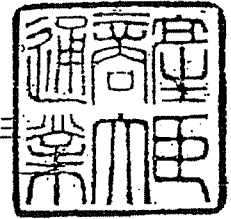
通 商 産 業 省

4 生 第 1 0 6 8 号

平 成 4 年 7 月 2 9 日

全 国 石 綿 ス レ ー ト 協 同 組 合 連 合 会
代 表 理 事 松 下 敏 治 殿

通 商 産 業 大 臣 渡 部 恒 三



石 綿 ス レ ー ト 製 造 業 の 中 小 企 業 構 造 改 善 計 画 の 承 認 に つ い て

平 成 4 年 6 月 1 5 日 付 け を も っ て 申 請 の あ り ま し た 上 記 の 件 に つ い て は、
中 小 企 業 近 代 化 促 進 法 第 4 条 第 4 項 の 規 定 に 基 づ き 承 認 し ま す。

官報

大蔵省印刷局発行

目次

〔最高裁規則〕

○裁判官の制服に関する規則の一部を改正する規則(最高裁九)

〔告 示〕

○日本国に帰化を許可する件(法務四一四、四一六)

○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とミャンマー連邦政府との間の口上書の交換に関する件(外務三三三、三三三)

○パレスチナ難民に対する食糧援助に関する国際連合パレスチナ難民救済事業機関との書簡の交換に関する件(同三三三)

○リベリア国内の被災民に対する食糧援助に関する世界食糧計画との書簡の交換に関する件(同三四〇)

○スーダン国内の被災民に対する食糧援助に関する世界食糧計画との書簡の交換に関する件(同三四一)

○エリトリア地域内の被災民に対する食糧援助に関する世界食糧計画との書簡の交換に関する件(同三四二)

○アフリカ難民等に対する食糧援助に関する世界食糧計画との書簡の交換に関する件(同三四三)

○アフガニスタン難民に対する食糧援助に関する世界食糧計画との書簡の交換に関する件(同三四四)

○カンボディア難民等に対する食糧援助に関する世界食糧計画との書簡の交換に関する件(同三四五)

○粗糖の平均輸入価格を定めた件(農林水産八二七)

○異性化糖標準価格及び適用期間を告示(同八二八)

○種苗法第十条第一項の品種登録をすることが適当であると認める出願品種を公表する件(同八二九)

○全国石綿スレート協同組合連合会の中小企業構造改善計画を承認し、構造改善計画主体等を告示する件(通産三五六)

○海上保安庁の高機能グルトブ呼出しによる放送に関する告示(海上保安庁一〇〇)

○郵便料金計器を認可した件(郵政四七八)

○郵便料金計器を認可した件の一部を改正する件(同四七九)

○道路に関する件(建設一三五八)

○高速自動車国道に関する件(同一三五九)

○人事異動
内閣 総理府 大蔵省 文部省 農林水産省 最高裁判所 和歌山県 鳥取県 香川県

○官庁報告
労働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について(労働省)

公聴会
第一種大規模小売店舗における小売業に関する公示(大規模小売店舗審議会)

〔公 告〕
諸事項
官庁
財団、投資顧問業者営業保証金取戻し、職員の内職処分関係
裁判所
相続、禁治産、公示催告、失踪、破産、免責、和議関係
特殊法人等
日本銀行基準割引歩合および基準貸付利率歩合変更、厚生年金基金設立、日本放送協会落札公告、税理士登録者まつ消関係
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

○最高裁判所規則第九号
裁判官の制服に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成四年七月二十九日
最高裁判所

○法務省告示第四百十四号
左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。
平成四年七月二十九日
法務大臣 田原 隆

住所 神奈川県大和市深見東2丁目3番16号
金原次(井上慎二)昭和34年2月3日生
住所 愛知県豊橋市豊岡町111番地
越和子(山本和子)昭和38年3月8日生
住所 愛知県豊橋市花田町字越木110番地
頼盈彰 昭和33年7月9日生
何廣春 昭和26年10月7日生
頼彩文 昭和62年1月20日生
頼郁文 平成2年4月27日生
住所 茨城県行方郡潮来町大字潮来951番地
美和子(宮内和子)昭和37年1月14日生
住所 滋賀県草津市南空野1156番地の21
馬原武(松田良介)昭和36年11月24日生
住所 千葉県船橋市行田2丁目3番
水波瑛(石井千恵)昭和35年1月9日生
住所 長野市大字北堀296番地
林文真(藤倉真子)昭和29年3月19日生

最高裁規則

○最高裁判所規則第九号
裁判官の制服に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成四年七月二十九日
最高裁判所

裁判官の制服に関する規則の一部を改正する規則
裁判官の制服に関する規則(昭和二十四年最高裁判所規則第五号)の一部を次のように改正する。
第二項を次のように改める。
2 前項の制服に関し必要な事項は、別に最高裁判所が定める。
別表を削る。
附 則
この規則は、平成四年八月一日から施行する。
最高裁判所長官 草場 良八

告 示

○法務省告示第四百十四号
左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。
平成四年七月二十九日
法務大臣 田原 隆

住所 神奈川県大和市深見東2丁目3番16号
金原次(井上慎二)昭和34年2月3日生
住所 愛知県豊橋市豊岡町111番地
越和子(山本和子)昭和38年3月8日生
住所 愛知県豊橋市花田町字越木110番地
頼盈彰 昭和33年7月9日生
何廣春 昭和26年10月7日生
頼彩文 昭和62年1月20日生
頼郁文 平成2年4月27日生
住所 茨城県行方郡潮来町大字潮来951番地
美和子(宮内和子)昭和37年1月14日生
住所 滋賀県草津市南空野1156番地の21
馬原武(松田良介)昭和36年11月24日生
住所 千葉県船橋市行田2丁目3番
水波瑛(石井千恵)昭和35年1月9日生
住所 長野市大字北堀296番地
林文真(藤倉真子)昭和29年3月19日生

2 出願の年月日、出願品種の植物体の特性の概要、出願者の住所、出願品種の育成をした者の氏名及び出願品種の育成の経過の概要
 出願品種ごとの出願の年月日、出願品種の植物体の特性の概要、出願者の住所、出願品種の育成をした者の氏名及び出願品種の育成の経過の概要は、次のとおりである。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省農産園芸局出願課に備え置いて、検索に供する。)

○通商産業省告示第三四五六号
 中小企業活性化促進法(昭和三十八年法律第六十四号)第四条第四項の規定に基づき、全国石綿スレート協同組合連合会の中小企業構造改善計画を平成四年七月二十九日付けをもって承認したので、構造改善計画主体等を告示する。
 平成四年七月二十九日
 通商産業大臣 渡部 恒三

一 構造改善計画作成主体 全国石綿スレート協同組合連合会
 二 構造改善計画地区 全国
 三 業種の種類 石綿スレート製造業
 四 構造改善事業の内容 新商品・新技術の開発、生産・経営の規模又は方式の適正化、取引関係の改善、従業員の福祉の向上、消費者の利益増進、環境の保全等
 五 実施期間 平成四年七月二十九日から平成九年三月三十一日まで
 ○海上保安庁告示第百号
 海上保安庁の高機能グループ呼出しによる放送に関する告示を次のように定める。
 平成四年七月二十九日
 海上保安庁長官 井山 嗣夫

海上保安庁の高機能グループ呼出しによる放送に関する告示
 海上保安庁の高機能グループ呼出しによる放送は、次に掲げるところにより実施する。
 一 放送内容 英文によるNAVAREA XI航行警報並びに捜索及び救助に関する情報
 二 放送時刻及び対象区域 別表のとおり
 三 使用する電波の型式及び周波数の帯域 G
 D 一五三〇～一五四五メガヘルツ
 附則
 この告示は、平成四年八月一日から施行する。

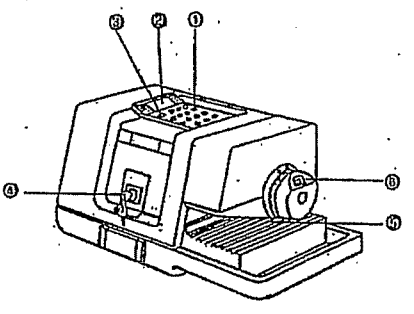
NAVAREA XI航行警報	放送時刻 (中央標準時)	対象区域
NAVAREA XI航行警報	(本放送) 〇九〇五	NAVAREA XIの区域

(注)	一七〇五 二一〇五 (再放送) 一三〇五	北緯一七度の線 以北かつ東経一 六五度の線以西 の海域
検索及び救助に関する情報	随時	

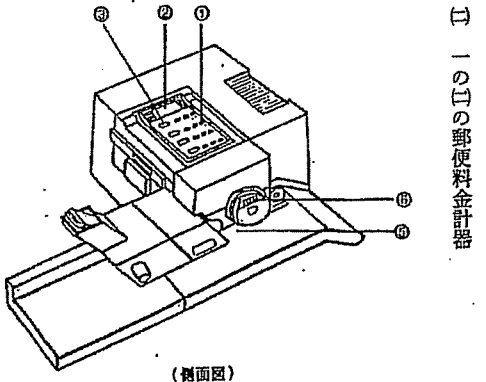
注 「NAVAREA XI航行警報」とは、世界航行警報業務に基づき船舶の航行の安全を図るためにNAVAREA XIの区域を対象として放送する航行警報をいう。
 備考
 一 この表において「NAVAREA XIの区域」とは、次に掲げる地点を順次結んだ線及び海岸線により囲まれた海域をいう。
 (一) ロシア連邦及び北朝鮮の境界と海岸線との交点
 (二) 北緯四二度一七・五分東経一三五度〇〇分の地点
 (三) 北緯四五度〇〇分東経一三八度二〇分の地点
 (四) 北緯四五度〇〇分一八〇度〇〇分の地点
 (五) 〇度〇〇分一八〇度〇〇分の地点
 (六) 〇度〇〇分東経一四一度〇〇分の地点
 (七) 南緯一〇度〇〇分東経一四一度〇〇分の地点
 (八) 南緯一〇度〇〇分東経一二七度〇〇分の地点
 (九) 南緯二二度〇〇分東経一二七度〇〇分の地点
 (十) 南緯二二度〇〇分東経九五度〇〇分の地点
 (十一) 北緯六度〇〇分東経九五度〇〇分の地点
 (十二) ミャンマー連邦及びタイ王国の境界と東経九八度の子午線との交点
 二 NAVAREA XI航行警報のうち、即時の放送が必要なものについては、この表に掲げる放送時刻にかかわらず随時放送する。

○郵政省告示第四百七十八号
 郵便規則(昭和二十二年逓信省令第三十四号)第四十五条の二の二第一項の規定に基づき、次の郵便料金計器を認可した。
 平成四年七月二十九日
 郵政大臣 渡辺 秀央

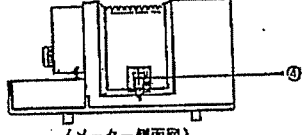
- 名称
 (一) アルカテル郵便料金計器五四〇〇型
 (二) アルカテル郵便料金計器八五〇〇型
 (三) アルカテル郵便料金計器八七〇〇型
 二 形体及び構造
 (一) (一)の郵便料金計器



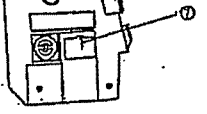
(側面図)



(側面図)



(モーター側面図)



- ① 納付郵便料金額表示キ
 ② 納付郵便料金等の表示窓
 ③ 納付郵便料金累計及び残額、通数累計等確認キ
 ④ 計器操作キ
 ⑤ 印影が印出される箇所
 ⑥ 日付更新箇所
 ⑦ 封印箇所

- ① 納付郵便料金額表示キ
 ② 納付郵便料金等の表示窓
 ③ 納付郵便料金累計及び残額、通数累計等確認キ
 ④ 計器操作キ
 ⑤ 印影が印出される箇所
 ⑥ 日付更新箇所
 ⑦ 封印箇所